ハ　子会社等リスク（子会社等への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

ニ　デリバティブ取引リスク（第二百一条第一項第四号から第六号までに掲げる取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

ホ　イからニまでに規定するリスクに準ずるものとして厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

四　経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前三号に規定するリスクに該当しないものをいう。）に対応する額として、前三号に掲げる額に基づき厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となつている者についてのこの省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則第四十六条第十一号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○厚生労働省告示第四十一号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十条の五並びに消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百六十六条の二及び第百六十六条の三の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

第四条の次に次の四条を加える。

（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）

第四条の二　法第五十条の五の規定により行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、厚生労働大臣が所管する特定共済組合（法第五十条の五に規定する共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの（共同事業組合及びすべての共済契約を当該組合が会員となつている連合会に再共済に付す組合を除く。）及び共済事業を行う連合会をいう。以下同じ。）については、次の算式により得られる比率が二百パーセント以上であることとする。

$$\frac{\text{法第五十条の五第一号に掲げる額}}{\text{（法第五十条の五第二号に掲げる額）} \times 1/2}$$

（出資金、準備金等の計算）

第四条の三　規則第百六十六条の二第一項第五号の厚生労働大臣が定める率は、百分の九十（特定共済組合が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。

2　規則第百六十六条の二第一項第六号の厚生労働大臣が定める率は、百分の八十五（特定共済組合が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、百分の百）とする。

3　規則第百六十六条の二第一項第七号の厚生労働大臣が定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一　解約返戻金等超過額として、将来の共済金等（法第五十条の五に規定する共済金等をいう。以下同じ。）及び契約者割戻し（法第五十条の十第一項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）の支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額

二　将来利益（将来の契約者割戻しの額を引き下げることによりリスク対応財源として期待できる利益をいう。）として、直近の五事業年度の契約者割戻準備金繰入額の平均値に相当する額又は直近の事業年度の契約者割戻準備金繰入額のいずれか小さい額に百分の五十を乗じた額

三　税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）として、次の算式により得られる額（繰延税金資産（規則第八十一条第三項第一号チに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）の額が零である特定共済組合（繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。）にあつては、零とする。）

$$A \times \frac{t}{1-t}$$

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A　貸借対照表の純資産の部の剰余金の額から、剰余金の処分として支出する額及び法定準備金に積み立てる額並びにこれらに準ずるものの額の合計額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合には、零）

t　繰延税金資産及び繰延税金負債（規則第八十二条第二項第一号ヌに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。）

四　その他出資金、準備金に準ずる性質を有するものとして、次に掲げるものの額の合計額

イ　共済金等の支払能力の充実を図るための負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

(1)　無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2)　第六項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

(3)　共済事業における損失の補てんに充当されるものであること。

(4)　利払いの義務の延期が認められるものであること。

ロ　共済金等の支払能力の充実を図るための期限付劣後債務（契約時において償還期間が五年を超えるものに限る。）

4　前項第四号イ及びロに掲げるものの合計額については、規則第百六十六条の二第一項第一号から第三号まで及び前項第一号に掲げるものの合計額（以下「算入限度額」という。）を限度として算入できるものとする。

5　第三項第四号ロに掲げるもの（償還期間の残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、当該残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）については、算入限度額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

6　第三項第四号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である特定共済組合の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、第三項第四号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一　当該償還等を行つた後において当該特定共済組合が十分な共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（前条に規定する算式により得られる比率をいう。以下同じ。）を維持することができると見込まれるとき。

二　当該償還等の額以上の額の出資金等の調達を行うとき。

7　第三項第四号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後に一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である特定共済組合が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。